8月11日未明からの豪雨災害













8月11日末明から熊本県内に線状降水 帯が発生し、豪雨災害が発生しました。

訪問看護・リハビリステーション ふいっとの事務所前に流れる水路が氾濫 し、事務所敷地への土砂が流入し、社用 車・職員駐車場への通り道も崩壊し、使 用不可能となりました。

8月11日は職員も出勤困難となり、安 全性の観点からすべての訪問を中止させ ていただきました。

当日、事務所前の土砂を重機で取り除 き、午後から自宅被災がなかった職員数 名で、駐車場から社用車を何とか脱出さ せることができました。また近隣の方の ご厚意で一時的に社用車を置くスペース を借用することができました。

弊社の駐車場は災害支援のために、水 没車の一時保管場所に貸し出しを行って います。

いよいよナイトセミナ



第14回ナイトセミナーを令和7年9月 11日に開催します。まだまだ参加者募集 しておりますので、ご参加をお待ちして おります。

今月の勉強会(担当:管理者)

ふいっとでは毎月勉強会を開催してい ます。今月は「個人情報について」管理 者 看護師 四海巴恵が担当しました。

私たちは業務上、様々な個人の情報を 知る立場にあります。職員全員が正しい 知識を正確に把握し、適正に取り扱うこ とが大切です。毎年、必ず行う研修会の 一つです。

個人情報取り扱いの思わぬあれこれ②



次に、刑法第134条をと存じでしょうか?
『医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人またはこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったととについて知り得た人の秘密する』が条文です。この条文では、助産師は対象となっていますが、看護師は入りないません。しかし、看護師に対しては、『保健師助産酒護師は入っていません。しず保健師、看護師に対しては、『保健師助な理由なく。その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師または准看護師ない。保健師、看護師または准看護師でなくなったあとにおいても、同様とする」とあり、罰則は刑法としてはならない。

つまり、守秘義務が課せられているわけです。

MAKEPIT







訪問看護・リハビリステーションふぃっと

ふぃっとリハビリコンサルタント

(熊本メディカルネットワーク参加)

(地域密着リハビリテーションセンター指定)